

2026（令和8）年度 KOBE PR アンバサダー事業運営業務
公募型プロポーザル実施要領

神戸市 企画調整局広報戦略部

1. 業務の概要

(1) 委託業務名

KOBE PR アンバサダー事業運営業務

(2) 業務の内容

別紙「KOBE PR アンバサダー事業運営業務」仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から 2027 年 3 月 31 日まで

(4) 契約上限額

上限額 6,600,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(6) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(7) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(8) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

2. 事業者選定スケジュール

(1) 公募要領等の交付開始：2026年1月21日（水曜）

(2) 質問期限：2026年2月6日（金曜）15時まで

(3) 質問への回答：2026年2月13日（金曜）予定

(4) 参加申請期限：2026年2月20日（金曜）17時まで

(5) 企画提案書の提出期限：2026年3月6日（金曜）17時まで

(6) 書類選考（提案事業者が5社を超える場合）実施の上、企画提案会参加の可否を通知
：2026年3月12日（木曜）目途

(7) プレゼンテーション審査の開催：2026年3月16日（月曜）予定

(8) 受託候補者の決定：2026年3月下旬

(9) 契約締結：2026年4月1日（水曜）予定

3. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている法人

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。

- (3) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること。
- (4) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (7) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。

4. 参加申請の手続き

(1) 各書類の配布・提出場所

① 交付開始日

2026年1月21日（水曜）

② 配布場所

神戸市ホームページの「事業者募集」のページに掲載 ※郵送による交付は行わない。
(ダウンロード出来ない場合にはメールにて送付しますので、以下の問い合わせ先の
メールアドレスまでお問い合わせください。)

③ 配布資料

- ア) 公募型プロポーザル実施要領（本書）
- イ) 業務仕様書
- ウ) 質問書
- エ) 参加申請書
- オ) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書

(2) 参加申請及び質問書の提出

① 提出期限

（質問書）所定の様式を使用しメールにより、2026年2月6日（金曜）15時まで（必着）
(参加申請書)郵送、持参又はメールにより、2026年2月20日（金曜）17時まで（必着）

② 提出場所

神戸市企画調整局広報戦略部

③ 提出書類

- ア) 質問書（様式1号）
- イ) 参加申請書（様式2号）
- ウ) 会社概要・団体概要（様式任意）
- エ) 登記簿謄本又は登記事項に関する全部証明【写し可】
- オ) 国税の納税証明書（その3の3）【写し可】
- カ) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式3号）

※上記（エ）（オ）（カ）は提出日時点で発行日より3か月以内のもの

※本年度 神戸市競争入札参加資格を有する場合は、(エ) (オ) (カ) の提出は省略可。

5. 企画提案の手続き

(1) 提出期限

メールの送付により、2026年3月6日（金曜）17時まで（必着）

(2) 提出場所

神戸市企画調整局広報戦略部

(3) 提出書類

次の①～③の書類及びデータ（PDF形式）をメールにて提出すること。なお、送付の際は合計8MBまでとし、容量が大きく、送付できない場合は連絡すること。

① 見積書 (A4サイズ)

② 企画提案書 (〃)

③ その他補足資料 (〃)

(4) 作成要領

- ・様式は任意とするが、以下の全ての内容を含むこと。
- ・本業務の範囲内で、必要に応じて予算内での追加提案をしてもよい。

① 見積書

- ・業務内容に係る費用の内訳について、下記の項目を記載すること

任命式・終了式開催費

公式SNSアカウントの管理運営

オフィシャルツアーやオフィシャルイベントの企画・運営費

KOBE PRアンバサダー（以下アンバサダー）への情報提供にかかる費用（ニュースレターや作成など）

PRグッズの作成費

次期アンバサダーの募集に係る費用（広告費等含む）

アンバサダーへの郵送物の発送費用

② 企画提案書

ア) 業務実施体制等

本業務を実施するにあたっての人員等の体制、スケジュール等。

イ) オフィシャルツアーや行事の企画・運営

任命式・終了式、オフィシャルツアーやイベントそれぞれについて、アンバサダーが参加して楽しめ、かつ神戸の魅力を効果的に発信できるような企画・提案を記載すること。

ウ) アンバサダーへの情報提供と発信数の増加

アンバサダーへのニュースレターの他、情報提供の方法・内容について記載し、その情報収集の方法についても記載すること。アンバサダーの発信数増加に向けた取り組みに関する提案を記載すること。

また、アンバサダーの発信増加につながるようなニュースレター（4月）の案を作成

し、提案すること。市内のイベント情報は必須とし、アンバサダーの発信に役立つ内容（神戸の歴史や地理、文化等を分かりやすく学べるコラム、SNS活用方法、アンバサダーの投稿事例など）について提案すること。（ニュースレターの様式は自由とする）

エ) 公式SNSアカウントのフォロワー数増加の取り組み

公式SNSアカウントのフォロワー数増加に向けた提案について、記載すること。また、提案する手法を選択する理由についても併せて記載すること。なお、フォロワー数増加に向けた提案とは、広告配信等だけではなく、発信内容を充実させることで読者を増やすための公式SNSアカウントの内容・魅力の向上に向けた取り組みも含む。

オ) 類似業務の受託実績

実施期間、業務内容等の実績を記載すること。

6. 選定方法・結果の通知・契約

(1) 提出資料に関するヒアリングは必要に応じて実施する。

(2) 提案事業者が5社を超える場合は、企画提案会に先立ち、書類選考を実施する。

(3) 書類選考にあたっては、審査項目に沿って企画提案書類等提出書類の内容審査を行い、選定委員の評価点の合計が、上位5者の事業者について企画提案会に参加できるものとする。選考結果については応募書類の提出者全員にEメールにて結果を通知する。

(4) 事業者選定にあたっては、企画提案会において、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションの内容を下記(7)に掲げる評価基準に基づいて評価し、選定委員の評価点の合計が最も高い事業者を委託予定事業者として決定する。

ただし、評価点の合計が5割に達していない場合は、委託予定事業者として選定しない。企画提案者が1者であっても同様の扱いとする。

また、委託予定事業者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内の内容の変更の協議を行う。

委託予定事業者が辞退又は協議が不調のときは、業者選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

なお、各委員の点数の合計点が最も高い事業者が複数あった場合は、次の項目の順により最終決定する。

① 評価項目のうち「②オフィシャルツアーコンテンツの提案内容が期待できるか」の合計点数が最も高いもの

② ②が同点の場合は、評価項目のうち「③アンバサダーの発信増の取り組みが効果的か」の合計点数が最も高いもの

(5) 企画提案会（プレゼンテーション審査）

① 日時 2026年3月16日（月火曜）予定

② 場所 神戸市役所内

③ 内容 企画提案書（様式自由）等による質疑応答を含むプレゼンテーション
(15分程度、質疑応答は別途)

※説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。

(6) 選定結果の通知

2026年3月**下旬中旬**に、応募書類の提出者全員に結果を通知予定。

(7) 評価基準

下記①～⑥の項目に基づき、各審査員が100点満点で評価する。

- ① 本事業を実施することができる業務実施体制であるか (10点)
- ② オフィシャルツアーやイベントの提案内容が期待できるか (30点)
- ③ アンバサダーの発信増の取り組みが効果的か (30点)
- ④ 公式アカウントのフォロワーの増加が期待できるか (15点)
- ⑤ 類似業務の受託実績があるか (5点)
- ⑥ 神戸市内に本店があるか (10点)

※神戸市内に支店がある場合は5点。

7. その他の注意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何に拘らず返却しないものとする。また、提出書類は選定の目的以外には使用しないものとする。
- (3) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 企画提案書が以下の条件の何れかに該当する場合は、本公募に参加できないものとする。
 - ① 提出期限を過ぎてから提出されたもの
 - ② 提出物に不足があるもの
 - ③ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ④ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- (5) 提出後の記載内容の変更や2通以上の企画提案書の提出は認めないものとする。
- (6) 委託契約の締結については、所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- (7) 当該公募は2026年度（令和8年度）神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算が成立しない場合には、この募集に基づく委託契約を締結しないことがある。
- (8) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

8. 問い合わせ及び書類の提出先

住 所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（神戸市役所1号館16階）

神戸市企画調整局広報戦略部 担当：大石・河田

電 話：078-322-5085 FAX：078-322-6007

電子メールアドレス：kouhoukikaku@city.kobe.lg.jp